

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 九
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 九
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 九
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 九
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件 九
 - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 九
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 九
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出について取下げの届出があった件 九
 - 土地改良法により換地計画を定めた件 九
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 九
 - 公 告**
 - 都市計画を変更する件 九
 - 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 九
 - 落札者を決定した件 九
 - 福島県警察本部 九
 - 一般競争入札を行う件 九
 - 福島県選挙管理委員会 九
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 九

告 示

福島県告示第百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和八年三月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定する区域
 - 双葉郡大熊町大字夫沢字東台四百八十一番一の一部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - 六価クロム化合物
 - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - なし

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年三月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宝山堂薬局おうぎ町店	会津若松市扇町三丁目一七番地の七	同年一月一日
ホームパス訪問看護ステーション会津若松	会津若松市中央二丁目二一	令和七年四月一日

三澤整形外科スポーツクリニック	南相馬市原町区日の出町五四一番地の一	同日
小野クリニク	喜多方市字沼田六九九四番地	令和八年一月一日
こばり歯科	石川郡浅川町大字箕輪字作田七五番地	同日
二本松歯科医院	二本松市東裏五二一一	同日

(社会福祉課)

福島県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和八年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
豊増医院	須賀川市東町五五一一七	令和七年二月三十一日
医療法人武田胃腸科内科医院	伊達郡国見町大字藤田字北二二番地	同日
三春町立三春病院	田村郡三春町字六升時五〇	令和八年三月三十一日
宝山堂薬局おうぎ町店	会津若松市扇町三丁目一七番地の七	令和七年一月三十一日
上町内科皮フ科クリニク	南相馬市小高区上町二二二五	同日
耳鼻咽喉科あべクリニク	南会津郡南会津町永田字風下二一一	同日

蛸谷薬局

会津若松市城前一〇一六四

令和八年一月一日

医療法人社団小野病院

喜多方市字沼田六九九四

令和七年二月三十一日

しみず歯科医院

二本松市東裏五二一一

令和八年一月七日

二本松市訪問歯科医院

二本松市油井字川原二一九番地の一

同日

さとうファミリークリニック

伊達市保原町上保原字中島八一五

令和七年二月三十一日

保原薬局上保原店

伊達市保原町上保原字中島一三一〇

同日

遠山眼科医院

河沼郡会津坂下町字五反田二二五二一一二

同日

こばり歯科

石川郡浅川町箕輪字作田七五

同日

コスモ調剤薬局塙厚生病院前店

東白川郡塙町大字塙字大町二丁目七番一

令和八年一月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和八年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人高村整形外科	会津若松市門田町中野大道東	令和八年一月一〇日

九一四

(社会福祉課)

福島県告示第百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。
令和八年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	名称	所在地	
鈴木 良知	須賀川市境免三九一	中宿治療院	変更前	変更後
			須賀川市中宿六三番地	須賀川市中宿五〇六番地

(社会福祉課)

福島県告示第百三十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年三月六日救急病院として認定した。
令和八年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

名称 所在地
一般財団法人脳神経疾患研究所 福島市荒井北三丁目一一三
附属南東北福島病院 令和一一年三月五日
(地域医療課)

福島県告示第百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十日から同年四月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十六号

大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件(令和七年福島県告示第七百四十三号)により告示した届出について、次のとおり取下げの届出があった。
令和八年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂喜多方関柴店 福島県喜多方市関柴町上高領字新堀二十一番三ほか
- 二 取下げの理由
出店計画を見直し、店舗面積を千平方メートル以下に変更したため。
- 三 届出年月日
令和八年二月十八日

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、岡田地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和八年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和八年三月十一日から
同 月三十日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所
- 四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地

計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

福島県告示第百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 岩淵太門 須佐一広 須佐保房 大竹啓二郎 大竹実 滝沢正昭 目黒孝 横山仁
 - 五ノ井謙次 奥一徳 奥勝夫 新国廣 菅家クニエ 星カツイ 星源一 星守 黒
 - 田清喜 黒田泰吉 黒田長彦 諏江太吉 長谷川亨 長谷川重夫 栗城義彦 栗城庄
 - 一郎 栗城文太郎 越尾次男 越尾定男 押部賢 押部剛 押部省三 押部正三 横
 - 山義伊 横山春吉 横山勝伊 横山信雄 横山清治 横山猪之助 横山楓伊門 横山
 - 隆弥 横山傳太郎 横山清治 加藤ミサホ 加藤菊雄 加藤清吾 加藤清太郎 栗城
 - 久 栗城計 栗城豊左 栗城右熙 栗城喜四郎 栗城喜與志 栗城己之助 栗城孝一
 - 栗城佐吉 栗城志之茂 栗城志佐 栗城宗利 栗城新吾 栗城正雄 栗城正雄 栗
 - 城盛史 栗城哲也 栗城美義 栗城富一郎 栗城武男 栗城文平 栗城弥生 五ノ井
 - 章平 五十嵐勇馬 山内宏 山内喜祖衛 山内次郎 山内勝人 山内勝夫 山内林参
 - 若林喜佐次 若林豊作 若林豊照 酒井清次郎 酒井清次郎 小林正 菅家一 菅
 - 家忠 菅家博 菅家英志 菅家英郎 菅家嘉市 菅家喜譽 菅家市太 菅家忠雄 星
 - 嘉一 星源一 星幸造 星幸平 星精 星博市 星精 齊藤留五郎 雪下延夫 雪下
 - 清作 雪下清作 長谷川和 長谷川一良 長谷川喜福 長谷川三四郎 長谷川太茂一
 - 長谷川長太郎 長谷川福治 長谷川文喜 長谷川文記 長谷川妙子 長谷川良策
 - 長谷川傳一 長谷川傳次 長谷川榮吉 渡部章栄 渡部醜像 福田清 福田清 目黒
 - 徳太郎 目黒林平 目黒徳太郎 濟藤直衛 濟藤文江 齋藤直衛 齋藤文江 星嘉一
 - 栗田弘正 鈴木秀勇
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和八年福島県告示第五十九号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

公 告

(森林保全課)

公告第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
- 二 白河市のうち、薄葉、外薄葉及び女石の各一部の区域
- 三 都市計画から除外される土地の区域
- 四 白河市のうち、薄葉、外薄葉及び女石の各一部の区域
- 三 縦覧場所
 - 福島県土木部都市総室都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課、白河市建設部都市計画課、西郷村建設課、泉崎村建設水道課、中島村建設課、矢吹町都市整備課、棚倉町整備課及び塙町まち整備課
- 四 縦覧期間
 - 令和八年三月十日から同月二十四日まで
- 五 意見書の提出
 - 県南都市計画道路を変更する案について、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町又は塙町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県南建設事務所企画管理部企画調査課、白河市建設部都市計画課、西郷村建設課、泉崎村建設水道課、中島村建設課、矢吹町都市整備課、棚倉町整備課又は塙町まち整備課を経由して、四に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画(大槻町中ノ平東地区計画)の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
 - 総括図、計画図及び計画書の写し

公告第62号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和8年3月10日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高 坂 宏 哉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）
予定数量 3,360トン
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年1月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
収集運搬 株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
処分 八戸セメント株式会社 青森県八戸市大字新井田字下鷹待場7番1号
- 5 落札金額
収集運搬 20,900円（1t当たり）
処分 13,200円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年11月14日

（ 総 務 課 ）

福島県警察本部公告第31号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける刑事手続業務 I T 化に係る機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年3月10日

福島県警察本部長 森 末 治

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 刑事手続業務 I T 化に係る機器 一式（搬入、設置、システムインストール等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- (4) 納入場所 福島県警察本部刑事部刑事総務課（福島県福島市杉妻町5番75号）ほか計35か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年3月30日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年3月10日(火)から同年4月20日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年3月20日(金)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。また、電子メールによる配布を希望する場合は、件名に本件入札に係る公告番号及び借入物品の名称を、本文に請求者名、担当者名及び連絡先を記載した電子メールを次のメールアドレス宛に送信の上、3に掲げる電話番号まで請求の旨を連絡すること。なお、入札説明書等は、当該送信に用いた電子メールアドレスに送信する。

fp-nyuusatu@police.pref.fukushima.jp

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年4月21日(火)午前10時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年4月20日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Equipment for IT-adopted (digitalized) criminal procedure operations, a complete set (including delivery,

installation, system installation and configuration, testing, equipment maintenance, removal, etc.).

- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 21 April 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 April 2026
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和八年三月一日現在において、次のとおりである。

令和八年三月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二九、九九〇
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二八七、四三六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

福 島 市	選 挙 区	七五、〇〇九	選 挙 区	一六、四五八
			田 村 市 田 村 郡	

二 本 松 市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡 山 市	会津若松市	
一四、三〇五	一一、一一一	一八、九三一	二五、三二九	二九、三四五	八五、二七〇	八七、五五九	三一、〇六八	
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡	大 沼 郡	河 沼 郡	南 会 津 郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯館村
一五、九五二	一〇、〇一九	八、〇二三	六、四七一	五、六六七	六、四三二	一〇、六七二	二四、八一〇	一七、四二四